従業員の男女の出会い・結婚・出産・子育てを応援する事業所を募集します

浜田市出会い・結婚・出産・子育て応援事業所等認定制度のお知らせ

〇浜田市出会い・結婚・出産・子育て応援事業所等認定制度とは？

従業員の男女の出会い、結婚、出産及び子育てを積極的に応援する事業所を「出会い・結婚・出産・子育て応援事業所」として認定し、その取組内容等を広く紹介することにより、少子化対策に通じる市民の子育て応援意識の向上と、子育てしやすい環境づくりを目指して実施します。

〇どういった事業所等が認定されるの？

対象は、市内に事務所若しくは事業所を有する個人又は法人その他の団体です。
裏面にある認定基準により認定します。

〇認定されると何があるの？

認定証とステッカーを交付するとともに、浜田市のホームページ等で認定事業所を公表しますので、子育てと仕事を両立しやすい職場環境であることを PR することができます。

〇認定のための手続きはどうするの？

申請書に必要事項を記入し、事業所等としての取組状況が分かる資料を添付し、浜田市子ども・子育て支援課へ提出することになります。浜田市のホームページに掲載していますので、そちらでもご確認ください。

特に優れた取り組みを行った事業所等には表彰と報奨金（1 件 10 万円）があります

認定手続きで提出された資料やヒヤリング等により、選定します。

【問い合わせ先】
浜田市子ども・子育て支援課　子ども政策係
TEL：0855-25-9331
E-mail:kosodateshien@city.hamada.lg.jp

認定基準

区分	項目
出会い	従業員の男女の出会いに対する支援の実施 （若者の出会いの場づくりイベントの開催、結婚への意識を高めるためのセミナーなどへの従業員の参加）
結婚	結婚休暇制度の導入
妊娠 出産	不妊治療を受ける従業員に配慮した休暇制度の導入
	妊娠中の従業員に配慮した休暇制度の導入 （妊婦健診休暇、妊娠障害休暇、産前産後休暇など）
	妊娠中及び育児休業中の従業員に対する相談指導
	男性従業員の妻の出産補助休暇制度の導入 （妻の出産にかかる入退院の準備や付き添い、出産の立ち合い、出生届の手続きのための休暇など）
	男性従業員の育児参加休暇制度の導入 （妻の出産に際し、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子どもの養育のための休暇など）
子育て	育児休業期間中の代替要員の確保
	男性従業員の育児休業制度の導入 （子育てに参加するための休暇）
	子どもの看護のための休暇制度の導入
	従業員が子育てしやすい就業制度の導入 （フレックスタイム制、変形労働時間制など）
	島根県が取組む「しまねイクボスネットワーク」の加入企業に登録している ※イクボスとは、組織が一体となって、従業員が業務と子育てを両立できる環境を提供する取組
	育児休業中の従業員に対する社内情報の提供
	授乳・搾乳スペースの設置
出会い 結婚 出産 子育て	出会い、結婚、出産、子育て等に関する給付金、奨励金等の支給
	休暇等が取得しやすい環境整備の取組
	法定を上回る就業規則の制定【上乗せ、拡充（軽減）】 例）【労働基準法】産前産後休暇、年次有給休暇 【男女雇用機会均等法】妊婦健診休暇 【育児・介護休業法】育児休業時間、育児短時間勤務制度、所定外労働・時間外労働・深夜業の制限、子どもの看護休暇
	各制度の周知 （手引きの作成、従業員への周知など）

※2 以上の区分に該当し、かつ、9 項目以上に該当する事業所等を認定します。